

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る「月次支援金」について

2021年の4月以降に実施された緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛など」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者などの皆様に月次支援金が給付されます。

月次支援金は不正受給や誤って受給してしまうことの対応として、登録機関による確認が必要です。

四街道市商工会では、四街道市内の事業所を対象として事前登録確認を行っておりますが、会員事業所（市外事業所含む）につきましては電話による質疑応答のみで、簡単に事前確認を受けることができます。

一時支援金を受給している場合又は月次支援金の給付の申請に当たり事前確認を受けた場合には、新たな月次支援金の申請を行う際には、改めて事前確認を行う必要はございません。

事前確認を受け終えたのちに、月次支援金ホームページからオンライン申請してください。詳しくは、月時支援金事務局ホームページ（<https://ichijishienkin.go.jp/getsubjishienkin/>）をご覧ください。

なお、千葉県感染拡大防止対策協力金の支給対象飲食店は給付対象外となります。

給付額

中小法人等 ➡ 上限 **20** 万円/月 個人事業者等 ➡ 上限 **10** 万円/月 を支給します。

給付額 ➡ 2019年または2020年の基準月※1の売上－2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

給付対象

①と②を満たせば、**業種/地域を問わず給付対象**となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

申請期間

4月分/5月分：2021年6月16日 ～ 8月15日

6月分：2021年7月1日 ～ 8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

4月21日（水）に開催された女性部通常総会は新型コロナウイルス感染再拡大が懸念されていたことから、昨年度に引き続き書面議決による総会になりました。とても残念です。皆様と意見交換をしながら総会を進められる日はいつになるのかな：待ち遠しいですね。

最近の悩みは感染症対策で外に出かけづらいことですね！！まだまだ油断できない状況です。皆で気をつけましょう。

8月に開催される予定だった四街道ふるさとまつりは来年に延期となりました。女性部では感染症対策をしっかりしながら輪おどりの練習会を行うことにいたしました。皆で楽しみながら練習しましょうね。

女性部活動報告・予定



JR四街道駅前の清掃活動にて

と不便の多い今日ですが、この状況が1日も早く解消され平穏な日々が戻りますようにと思います。

例年であればここで夏のヤングバザー等の開催のお知らせを行います。来々年への延期が決定しておりますのでご報告ができず残念です。何かと不便の多い今日ですが、この状況が1日も早く解消され平穏な日々が戻りますようにと思います。

青年部活動報告

盛夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝のことと、お慶び申し上げます。

新型コロナウイルスの影響により青年部活動も自粛となっておりますが5月30日（日）に商工会青年部全国統一事業【絆感謝運動】の実施に伴い、例年通りとはなりませんが四街道駅前にて清掃活動を行うことができました。久々に会う部員たちと共に一定距離を保ちつつ会話も交えながら清掃活動を行うことができました。